

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	那覇市立幼稚園施設の使用許可（目的外使用許可）
根拠法令及び条項	那覇市立学校施設の使用に関する規則第2条
<p>審 査 基 準</p>	
<p>那覇市立学校施設の使用に関する規則                      (使用許可の要件)                      第2条 教育長又は校長(幼稚園にあつては園長をいう。以下同じ。)は、次の各号に該当する場合を除き、学校施設の使用を許可することができる。</p> <p>(1) 法令に禁止規定があるとき。                      (2) 学校教育上支障があると認めるとき。                      (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、その他公共の福祉に反するおそれがあると認めるとき。                      (4) 学校施設の破損その他管理上支障があると認めるとき。                      (5) その他教育長又は校長が支障があると認めるとき。</p>	
標準処理期間	5日～10日程度
所管部署	こどもみらい部　こども政策課（098-861-2110）
更新日	平成27年4月1日